

議案第5号

令和6年度筑北村バス事業特別会計予算

令和6年度筑北村のバス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,165千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年3月7日 提出

筑北村長 太田守彦



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1,250
	1 使用料	1,250
3 繰入金		29,715
	1 他会計繰入金	29,715
4 繰越金		200
	1 繰越金	200
歳入	合計	31,165

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		30,965
	1 総務管理費	30,965
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳出	合計	31,165

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 使用料及び手数料	1,250	1,220	30
3 繰入金	29,715	30,063	348
4 繰越金	200	200	0
歳入合計	31,165	31,483	318

歳 出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	30,965	31,283	318	0	0	0	30,965
3 予 備 費	200	200	0	0	0	0	200
歳 出 合 計	31,165	31,483	318	0	0	0	31,165

2 歳 入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1使用料	1,250	1,220	30	1使用料	1,250	001 使用料 1,250 001 使用料 1,250
計	1,250	1,220	30			

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1一般会計繰入金	29,715	30,063	348	1一般会計繰入金	29,715	001 一般会計繰入金 29,715 001 一般会計繰入金 29,715
計	29,715	30,063	348			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰越金	200	200	0	1繰越金	200	001 前年度繰越金 200 001 前年度繰越金 200
計	200	200	0			

3 歳 出

(款) 1 総 務 費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分		金 額
				国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他				
1一般管理費	30,965	31,283	318					30,965	1 報 酬	52	003 非常勤職員報酬 52 166 地域公共交通会議委員報酬 52
									10 需 用 費	393	001 消耗品費 178 001 消耗品費 178 004 印刷製本費 215 001 印刷製本費 215
									12 委 託 料	30,436	002 村単事業委託料 30,436 002 バス運行管理業務委託料 30,436
									13 使用料及び賃借料	83	002 賃借料 83 001 J R土地賃借料 80 004 バス停土地賃借料 3
									27 繰 出 金	1	001 繰出金 1 001 一般会計繰出金 1
計	30,965	31,283	318					30,965			

(款) 3 予 備 費

(項) 1 予 備 費

1予備費	200	200	0					200			
計	200	200	0					200			

給 与 費 明 細 書

1 特別職

バス

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	地 域 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	長 等										
	議 員										
	その他の 特別職	7	52					52		52	
	計	7	52					52		52	
前年度	長 等										
	議 員										
	その他の 特別職	7	52					52		52	
	計	7	52					52		52	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特別職										
	計										

- 備考
- 1 長等とは村長、副村長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。
 - 2 この表は、報酬又は給料をもって支弁される特別職の職員で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。
 - 3 給与費欄のその他の手当欄に記載した場合は、備考欄に当該手当の内容を具体的に記載すること。

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	()							
前年度	()							
比較	()							

区分		扶養 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	児童 手当 (千円)
職員手当 の内訳	本年度											
	前年度											
	比較											

備考

- 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。
- 2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			/
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			

備考 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和6年1月1日現在	平均給料月額(円)		
	平均給与月額(円)		
	平均年齢(歳)		
令和5年1月1日現在	平均給料月額(円)		
	平均給与月額(円)		
	平均年齢(歳)		

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	技能労務職(円)	国 の 制 度	
			一般行政職(円)	技能労務職(円)
高校卒				
大学卒				

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和6年1月1日現在	1級	()	()	1級	()	()
	2級	()	()	2級	()	()
	3級	()	()	3級	()	()
	4級	()	()		()	()
	5級	()	()		()	()
	6級	()	()		()	()
	計	()	()	計	()	()
令和5年1月1日現在	1級	()	()	1級	()	()
	2級	()	()	2級	()	()
	3級	()	()	3級	()	()
	4級	()	()		()	()
	5級	()	()		()	()
	6級	()	()		()	()
	計	()	()	計	()	()

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
一般行政職	主事及び主事補の職務	主任の職務	係長、主査及び主任の職務	課長補佐の職務 専門的な知識又は経験を必要とする 村長が定める主幹の職務 困難な業務を分掌する村長が定める 係長及び主査の職務	課長及び課長相当職 困難な業務を分掌する村長 が定める課長補佐の職務	相当困難な業務を 分掌する村長が定 める課長の職務
技能労務職	用務員、調理員、 労務、作業指導員 の職務	用務員、調理員、 労務、作業指導員 の職務	困難な業務を分掌する主任の用 務員、調理員、労務、作業指導員 の職務 主任の用務員、調理員、労務、作 業指導員の職務			

エ 昇給

区 分		合 計	代表的な職種		
			一般行政職	技能労務職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)				
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)			
	比 率 (B) / (A) (%)				
前 年 度	職 員 数 (A) (人)				
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)			
	比 率 (B) / (A) (%)				

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度			()		
前 年 度			()		
国 の 制 度			()		

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備 考
支給率等						
国の制度 (支給率等)						

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域			
支 給 率 (%)			
支 給 対 象 職 員 数 (人)			
国の指定基準に基づく支給率(%)			

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)			
支給対象職員の比率(%) (令和6年1月1日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当		
住 居 手 当		
通 勤 手 当		

- 備考
- 1 「ア 職員1人当たり給与」、「イ 初任給」、「ウ 級別職員数」、「エ 昇給」及び「ク 特殊勤務手当」は、給料表の区分によることとし、複数の職種について同一の給料表を適用している場合にあっては、原則としてそれぞれの職種の区分によること。
 - 2 「ア 職員1人当たり給与」及び「ウ 級別職員数」は、予算調製時及びその1年前の数値により、「ク 特殊勤務手当」の支給対象職員の比率は予算調整時の数値により、それぞれ作成すること。
 - 3 「ア 職員1人当たり給与」は、短時間勤務職員以外の職員について作成すること。
 - 4 「ア 職員1人当たり給与」の平均給与月額は、期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除いて算定すること。
 - 5 「イ 初任給」の国の制度の職種の区分は、原則として、当該会計において職員に適用される給料表に対応する俸給表が適用される国家公務員の職種の区分によること。
 - 6 「ウ 級別職員数」の()内には、短時間勤務職員について外書きすること。
 - 7 「ウ 級別職員数」の「(級別の標準的な職務内容)」は、原則として、当該会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。
 - 8 「エ 昇給」の職員数欄には、短時間勤務職員以外の職員数を記載すること。
 - 9 「オ 期末手当・勤勉手当」は、管理又は監督の地位にある職員以外の職員について作成するものとし、支給期別支給率欄及び支給率計欄には当該職員の標準的な支給率を、これらの欄の()内には、再任用職員の標準的な支給率を、備考欄には、算定基礎に含まれる手当の種類について国の制度との異同等をそれぞれ記載すること。
 - 10 「キ 地域手当」の支給対象地域欄には、支給率の区分及び国の指定基準に基づく支給率の区分により分別して記載すること。